

誓約書

九重町定住促進宅地分譲実施要綱（以下「要綱」）に基づく分譲申込みにあたり、下記の事項について誓約し、違反があったとき又は事実と相違することがあったときは、分譲決定を直ちに取消することに同意します。

1、定住促進に関すること

- (1) 当該事業により分譲を受けた場合、契約締結の2年以内に住宅建設に着手し、かつ、自ら継続して居住します。
- (2) 当該事業により分譲を受けた場合、契約締結の日から10年以内に、宅地又は宅地の上に建築された建築物に関する所有権を移転又は貸与しません。
- (3) 当該事業により分譲を受けた場合、宅地の取得資金又は住宅建築資金の担保に供するとき及び、又は特別の事情により町長の許可を得た場合を除き、契約締結の日から6年以内に宅地又は宅地の上に建築された建築物に地上権、質権、抵当権、賃借権、その他使用収益を目的とする権利の設定は行いません。
- (3) 当該事業により分譲を受けた場合、町が契約締結の日から2年間の宅地の買戻し特約付登記を行うことに同意します。

2、九重町暴力団排除に関すること

- (1) 九重町暴力団排除条例（平成23年3月22日九重町条例第2号）第2条に規定する暴力団ではありません。

3、その他に関すること

- (1) 次のいずれに該当することになったときは、分譲の決定を取消し、又は契約を解除することに同意します。
 - ア. 分譲の申込みが、偽り又は不正の手段で行われたとき。
 - イ. 要綱第4条に規定する資格要件を欠くに至ったとき。
 - ウ. 要綱第9条第1項から第4号に規定する分譲の条件に違反したとき。
 - エ. 要綱第10条第1項に規定する契約を町が指定する期日までに行わないとき。
 - オ. 要綱第11条に規定する分譲代金を指定期日の翌日から起算して30日を経過しても納入しないとき。
 - カ. 分譲決定の取消し、又は契約解除の申し出があったとき。
 - ク. その他契約に違反したとき。

年 月 日

九重町長 殿 住所 _____

氏名 _____ (印)

生年月日(明治・昭和・大正・平成) 年 月 日

【参考】 九重町定住促進宅地分譲実施要綱

第4条 宅地の譲受人は、次の各号の要件を備えるものでなければならない。

- (1) 満18歳以上の者
- (2) 日本国籍を有する者又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条第2項又は第22条の2第4項の規定により永住許可を受けている者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第3条、第4条及び第5条に定める法定特別永住者）である者
- (3) 自ら居住する住宅を建築するための宅地を必要とする者で、契約日から2年以内に住宅建築に着手し、継続して居住することが確実な個人であること
- (4) 譲渡人及びその同居しようとする者が本町又は住所地の市町村民税を滞納していない者であること
- (5) 分譲代金を町が指定する日までに支払うことができる者
- (5) 譲渡人及びその同居しようとする者が、九重町暴力団排除条例（平成23年3月22日九重町条例第2号）第2条に規定する暴力団ではないこと。

第9条 町は、次の各号に定める条件を付して、譲受人に宅地を分譲するものとする。

- (1) 宅地の譲受人は、契約締結の日から2年以内に住宅建設に着手し、かつ、自ら継続して居住しなければならない。
- (2) 前項の住宅は原則として1戸建専用住宅及び関連する付属建物でなければならない。なお、建築構造は、問わないものとする。
- (3) 宅地の譲受人は、契約締結の日から10年以内に、宅地又は宅地の上に建築された建築物に関する所有権を移転又は貸与してはならない。ただし、特別の事情がある場合は、町長の許可を得るものとする。
- (4) 宅地の譲受人は、宅地の取得資金又は住宅等建築資金の確保にかかる担保に供する場合、又は特別の事情により町長の許可を得た場合を除き、契約締結の日から2年以内に宅地又は宅地の上に建築された建築物に地上権、質権、抵当権、賃借権、その他使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。
- (5) 町は、契約締結の日から2年間の宅地の買戻し特約付登記を行うものとする。

第10条 第7条第5項の通知を受けた譲受人は、町が指定する期間内に土地売買契約書（様式第4号）により、契約を締結するものとする。

第11条 譲受人が前条第1項に定める契約をした場合は、町が指定する日までに分譲代金を納付しなければならない。

2 譲受人が町の指定する日までに前項の分譲代金の全部もしくは一部を納付しなかった時は、未納金額に年5.0パーセントの割合で計算した金額を延滞金として納入しなければならない。